

消費生活 相談

「2時間後に電話が使えない」!? 個人情報を読み出す不審な電話に注意しましょう

【問い合わせ】消費生活センター(産業政策課内 ☎287-0858)

「ある日突然『2時間後に電話が使えなくなる』と電話がかかってきて、氏名や住所、金融情報などの個人情報を聞かれた」という相談が多く寄せられています。これは、冷静さを失わせた上で個人情報を引き出そうとする手口です。相手に個人情報を渡してしまうと悪用される可能性があります。

通信事業者が、いきなり電話で「電話を止める」という連絡をすることはありません。相手から急かされ、個人情報を求められても、絶対に教えないでください。



相談事例

【事例1】固定電話にかかってきた非通知の電話を受けたら、総務省を名乗る相手から「これから2時間後に通信できなくなる」と言われた。

【事例2】「2時間後にこの電話が使えなくなる。オペレーターと話す方は1番を押すように」と自動音声ガイダンスの電話がかかってきた。案内に従ったところ、大手通信事業者をかたる相手につながり、個人情報を聞かれた。



こんな電話がかかってきたら

- ▽「2時間後に電話が使えなくなる」→ **信じない!**
- ▽自動音声ガイダンスの電話 → **すぐ電話を切る!**
- ▽個人情報を聞き出す → **絶対に伝えない!**

※総務省や通信事業者などが、電話を停止することに関して、自動音声ガイダンスやSMS(ショートメッセージサービス)を使って連絡することはありません。

困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まずに、**すぐに消費生活センター(☎287-0858)や消費者ホットライン(☎188)へご相談を!**

国民年金
だより



国民年金保険料の免除・
納付猶予制度

国民年金保険料を納め忘れの状態、万が一障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

■ **いざという時に! 国民年金保険料の免除・納付猶予制度**

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料(令和6年度は1万6980円/月)を納める必要がありますが、保険料を納めることが難しい場合は、本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定の金額以下であれば、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行うことによって、申請者本人が免除等を受けることができます。手続き後、審査で承認された期間は年金の受給資格期間に含まれますが、年金額は保険料を全額納めた時に比べて少なくなります。納付猶予期間は、後から追納で納付した場合のみ、年金額に反映し

■ **申請可能な期間が定められています**

令和6年度の免除・納付猶予は令和6年7月分から令和7年6月分までの期間を対象として審査を行います。学生の場合は、4月分から翌年3月分までの在学期間を対象とした「学生納付特例制度」の申請が可能です。申請可能期間は、申請時点の2年1か月前の月分までとなります。

■ **申請に必要な書類等はこちら**

保険料免除・納付猶予の申請の際は、年金番号が分かる書類をご用意ください。左記の場合は、必要書類をご用意ください。

▼ **失業による特例免除**：雇用保険受給資格者証の写しまたは、雇用保険被保険者離職票等の写し(ハローワーク等の公的機関が交付する、失業の事実が確認できる証明書等)
▼ **学生納付特例制度**：学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

■ **問い合わせ**

水戸北年金事務所(☎231局2283)、保険課医療保険担当
(☎282局17111内線117151173)